## 処 分 基 準

年 月 日作成

<del></del> 備	考:
問い合わせ	先:
処 分 基	準:別紙2のとおり
法 令 の 定 風俗営業等道	め: 通正化法施行令第13条(政令で定める重大な不正行為)
	E):都道府県公安委員会(方面公安委員会) 
	要:店舗型性風俗特殊営業の停止命令
根 拠 条	項:第30条第1項
法令	名:風俗営業等適正化法